

駐車監視員活動ガイドライン

三重県松阪警察署

令和6年12月

駐車監視員は、三重県公安委員会の登録を受けた法人に所属し、放置駐車違反の確認や確認標章の取り付けを行います。交通違反の反則切符を作成したり、違反金を徴収したりすることはありません。
駐車監視員活動ガイドラインとは、駐車監視員の活動方針を定めたものです。
駐車監視員は、本ガイドラインで定めた路線、区域、時間帯を重点に放置駐車車両の確認作業等を行います。

重点路線		重点時間帯
主要地方道松阪停車場線	松阪駅南口～日野町信号交差点	7:00～22:00
主要地方道松阪伊勢線	本町信号交差点～三角公園前交差点	

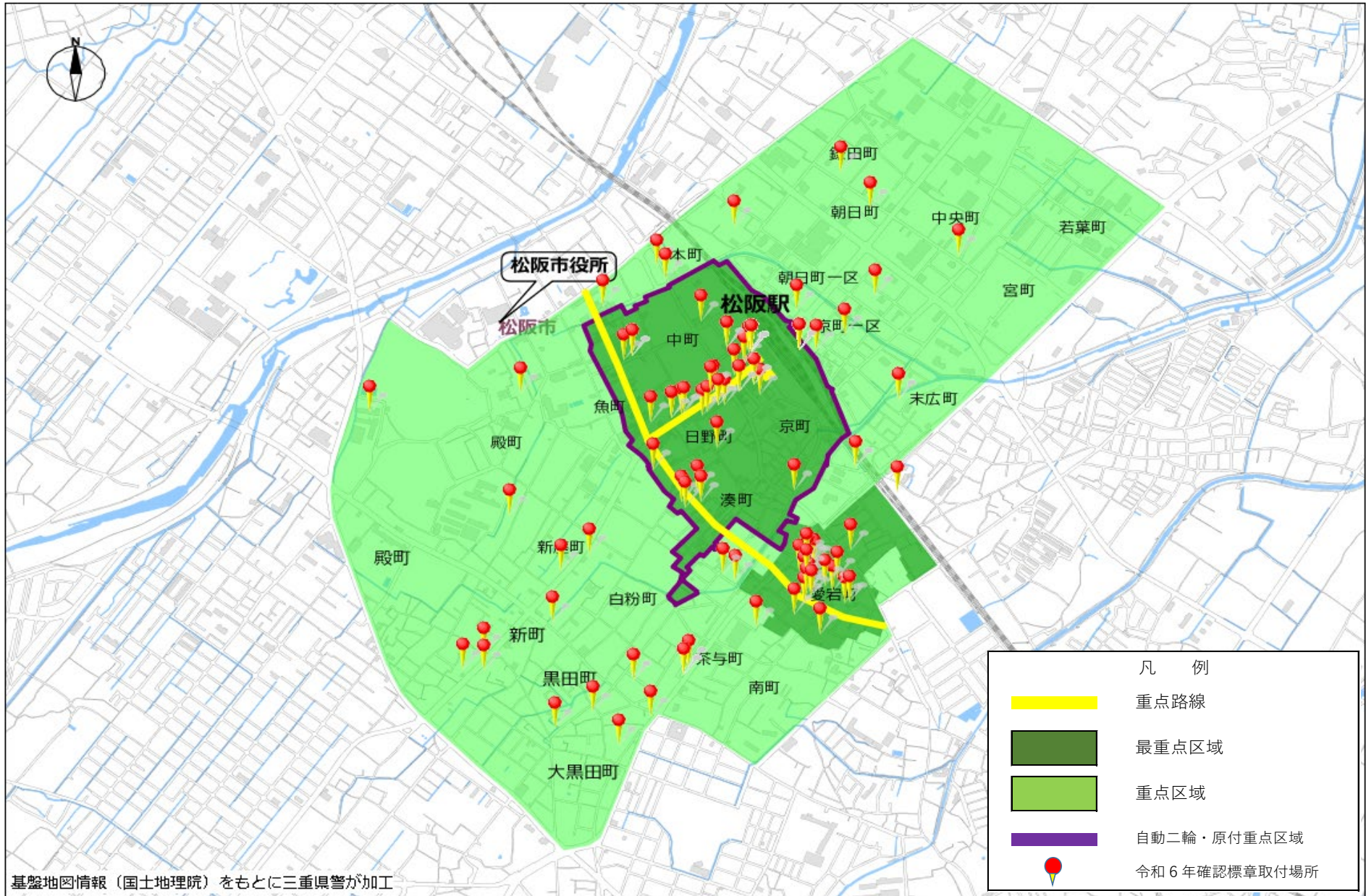
最重点区域		重点時間帯
京町、日野町、湊町、中町、中町六丁目		7:00～22:00
愛宕町、愛宕町一・二・三・四丁目、挽木町		13:00～22:00

重点区域		重点時間帯
本町（県道松阪久居線の南東側）、魚町、殿町、新座町、新町、白粉町 大黒田町（県道松阪環状線の北側）、黒田町（県道松阪環状線の北側） 茶与町（国道166号の西側）、春日町一・二丁目（国道166号の西側） 南町、垣鼻町（市道塚本春日線の北西側）、長月町、平生町、五十鈴町 朝日町、朝日町一区、京町一区、末広町一・二丁目、若葉町、中央町 鎌田町（市道石津高町線の南西側、県道松阪港線の南東側、県道松阪久居線の南東側） 高町（市道高町東町夜泣橋線の南西側）		7:00～22:00

自動二輪・原付重点区域		重点時間帯
京町、日野町、湊町、中町、中町六丁目		7:00～22:00

※ 祭礼等必要がある場合は、この時間帯及び路線、区域を超えて活動する場合があります。

駐車監視員活動ガイドライン（令和6年確認標章取付け状況） 三重県松阪警察署



※ 祭礼等必要がある場合は、この時間帯及び路線、区域を超えて活動する場合があります。